

福岡県歯科保険医協会規則

第1章 名称

第1条 本会は福岡県歯科保険医協会と称し事務所を福岡市におく。

第2章 目的と事業

第2条 本会は国民の歯科医療の充実と向上をはかると共に、保険医の生活を守り、保険医の権利を獲得することを目的とする。

第3条 本会は前記の目標を達成するため、下記の事業を行う。

- 1 社会保険医療を中心として、その他関連医療制度に関する調査・研究
- 2 研究会、講習会の開催、及び講師の斡旋
- 3 保険医療に必要な相談事項の整理
- 4 機関紙、誌の発行と普及
- 5 福祉活動
- 6 その他必要と認める事業

第3章 会 員

第4条 福岡県下の歯科保険医で、本会の規則を承認し、所定の入会金、会費を納める者を会員とする。

第5条 本会に入会を希望するもの（歯科医師に限る）は、理事会が別に定める入会申込書により申し込むものとする。

1. 入会は、理事会において承認するものとする。
2. ただし、以下に該当する場合は入会を認めないことができる。
 - (1) 反社会的勢力との関わりがあると認められる場合
 - (2) 本会の運営に著しく支障を来す恐れがある場合
 - (3) 入会金、会費が期日までに未納の場合
 - (4) その他、正当な事由がある場合

第6条 下記の者を準会員及び協力会員とする。

1. 準会員
本会の活動に協力するものは準会員とする。
準会員は協会の事業に参加することができる。
2. 協力会員
会員に準じて、本会の事業に参加する、参加協力する者は協力会員とする。

第7条 本会を退会しようとする者は理由を記し退会届を提出すればよい。ただし、第5条の2に該当する場合は、理事会ではかり当該会員の退会手続きを行うことができる。

第8条 会員、準会員、協力会員の議決権等

- 1 会員は規約を守って本会の催す各種の会合に出席し、自由に意見をのべ、本会の諸施設を利用することができる。また会員は、規約に従い役員を選挙し、選挙される権利がある。
- 2 準会員及び協力会員は本会の事業に参加することができるが、議決権はもたない。
準会員及び協力会員の会費は徴収しない。

第4章 役 員

第9条 本会は次の役員をおく。

- 会 長 1名
副会長 6名以内
理 事 30名以内
(但し、会長、副会長を含む)
監 事 2名

第10条 役員は第2条に従い会務を執行しなければならない。

第11条 本会の役員は次の通り選出する。

- 1 本会の役員は総会において選出する。選出方法は別に定める。
任期は2年とし、ただし、再任をさまたげない。
- 2 役員は補充は理事会で行うことができる。ただし、次期総会に報告し承認を得る。

第12条 会長は理事会の議長となり、また本会の代表者となり会務全般の責務にあたる。

第13条 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、これを代行する。

第14条 理事は諸専門部を担当し、会務を執行すると共に、事務局を指揮し、日常の事務処理の責に任ずる。

第15条 監事は本会の資産及び会計を監査する。監事は理事会に出席して意見を述べることができる。

第16条 役員に欠員が生じた時は、補充することができる。

第17条 役員は任期は二年とする。但し重任を妨げない。任期を満了しても後任者が職務を行うまでは、その職務を行わなければならない。

第18条 役員が第10条の規定に従わない場合は、理事会の議決（出席者の3分の2の賛成を要する）に

より、理事会への出席を停止することができる。

なお、当該役員に対する弁明の機会を与えるものとする。

第 19 条 本会に顧問を置くことができる。但し総会の承認を要する。

第 5 章 会 議

第 20 条 本会に会議をおく。

総 会
理 事 会

第 21 条 会議の議決は、出席の多数決によるが可否同数の時は、議長が決める。

第 22 条 総会は本会の最高決議機関であり、定期総会は毎年 1 回 5 月に開き、臨時総会は理事会が必要と認めた時、あるいは会員の 5 分の 1 以上の要求があるときは開かねばならない。総会の議長は理事会で 2 名を推薦する。

第 23 条 総会では次の事項を行なう。

- 1 会務報告の審議決定
- 2 規則の修正変更。但し出席会員の 3 分の 2 以上の賛成を要する
- 3 活動方針の審議決定
- 4 決算ならびに予算の審議決定
- 5 その他重要事項の審議決定

第 24 条 総会の期日、場所等は理事会で決定する。

第 25 条 理事会は本会の執行機関であり、会長、副会長、理事で構成する。

第 26 条 理事会は毎月 1 回以上開き、その他必要と認める時は会長が召集する。

第 6 章 地区組織

第 27 条 本会に会務を処理し、事業推進を図るため地区組織をおくことができる。

第 28 条 地区組織の名称は支部とし、支部長を 1 名置く。

第 29 条 支部長は地区組織から選出し理事会の承認を得なければならない。

第 7 章 会 計

第 30 条 本会の経費は、会費、事業収入、寄付金を以ってあてる。

第 31 条 本会の入会金、会費は総会で決める。ただし、会費に福岡県歯科保険医新聞の購読料を含む。

〈会員区分〉

- ①一般会員（開業医、勤務医等を含む）
- ②減額会員（満 75 歳以上、共済加入、「月刊保団連」、全国紙、協会紙の送付のみ）
- ③家族会員《同一医療機関において、減額会員ではない会員の配偶者、直系の父母・子・兄弟姉妹・祖父母・孫（満 75 歳未満に限る）が対象。減額会員である場合は家族会員の申請は不可、共済加入、「月刊保団連」、全国紙、協会紙の送付のみ》

〈会費〉

- ①一般会員 5,000 円/月
- ②減額会員 2,500 円/月
- ③家族会員 3,800 円/月

第 32 条 本会の財産は理事会が管理する。

第 33 条 本会に納入済の会費は返却しない。

第 34 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日より始まり、翌年 3 月 31 日に終る。

第 8 章 事務局

第 35 条 本会に事務局を置く。

事務局員の任免、給与、その他必要な事柄は理事会で決める。

附 則

- 1 規則に関する諸規定は理事会で定める。
- 2 本会は、全国保険医団体連合会に加盟している。
- 3 準会員の範囲は下記の範囲とする。
 - ①福岡県保険医協会の会員
 - ②福岡県歯科保険医協会・福岡県保険医協会、両協会の事務局員
 - ③その他、協会活動に貢献があり、理事会が認めた者。
- 4 この規則は議決の日から施行する。

昭和 54 年 4 月 14 日 議 定

昭和 56 年 4 月 11 日 一部改訂

昭和 63 年 4 月 23 日 一部改訂

平成 12 年 4 月 22 日 一部改訂

平成 14 年 4 月 20 日 一部改訂

平成 16 年 4 月 24 日 一部改訂

平成 27 年 5 月 30 日 一部改訂

平成 28 年 5 月 28 日 一部改訂

令和 2 年 5 月 30 日 一部改訂